

知事許可漁業に係る制限措置等の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を別紙のとおり定めた。

令和3年1月12日

鹿児島県知事 塩田康一



(別紙) 潜水器漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	漁業を営む者の資格
潜水器漁業	操業区域（別表の操業区域をいう。以下同じ。）の1	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	8人	操業区域に係る共同漁業権の行使権を有する者又は操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者
潜水器漁業	操業区域の2	4月1日から10月31日まで	定めなし	定めなし	2人	操業区域に係る共同漁業権の行使権を有する者又は操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者
潜水器漁業	操業区域の3	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	6人	操業区域に係る共同漁業権の行使権を有する者又は操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者
潜水器漁業	操業区域の4	3月1日から11月30日まで	定めなし	定めなし	5人	操業区域に係る共同漁業権の行使権を有する者又は操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者
潜水器漁業	操業区域の5	3月1日から10月31日まで	定めなし	定めなし	4人	操業区域に係る共同漁業権の行使権を有する者又は操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者
潜水器漁業	操業区域の6	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	4人	操業区域に係る共同漁業権の行使権を有する者又は操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者
潜水器漁業	操業区域の7	3月1日から10月31日まで	定めなし	定めなし	3人	操業区域に係る共同漁業権の行使権を有する者又は操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者
潜水器漁業	操業区域の8	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	1人	操業区域に係る共同漁業権の行使権を有する者又は操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者
潜水器漁業	操業区域の9	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	11人	操業区域に係る共同漁業権の行使権を有する者又は操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者
潜水器漁業	操業区域の10	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	1人	操業区域に係る共同漁業権の行使権を有する者又は操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	漁業を営む者の資格
潜水器漁業	操業区域の11	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	1人	操業区域に係る共同漁業権の行使権を有する者又は操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者
潜水器漁業	操業区域の12	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	1人	操業区域に係る共同漁業権の行使権を有する者又は操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者
潜水器漁業	操業区域の13	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	1人	操業区域に係る共同漁業権の行使権を有する者又は操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者
潜水器漁業	操業区域の14	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	2人	操業区域に係る共同漁業権の行使権を有する者又は操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者
潜水器漁業	操業区域の15	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	2人	操業区域に係る共同漁業権の行使権を有する者又は操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者
潜水器漁業	操業区域の16	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	3人	操業区域に係る共同漁業権の行使権を有する者又は操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者
潜水器漁業	操業区域の17	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	3人	操業区域に係る共同漁業権の行使権を有する者又は操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者
潜水器漁業	操業区域の18	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	1人	操業区域に係る共同漁業権の行使権を有する者又は操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者
潜水器漁業	操業区域の19	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	24人	操業区域に係る共同漁業権の行使権を有する者又は操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者
潜水器漁業	操業区域の20	3月1日から8月20日まで	定めなし	定めなし	4人	操業区域に係る共同漁業権の行使権を有する者又は操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	漁業を営む者の資格
潜水器漁業	操業区域の21	3月1日から8月20日まで	定めなし	定めなし	4人	操業区域に係る共同漁業権の行使権を有する者又は操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者
潜水器漁業	操業区域の22	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	1人	操業区域に係る共同漁業権の行使権を有する者又は操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者

申請すべき期間

令和3年1月12日（火）から同年2月12日（金）まで

別表

番号	操業区域
1	東町漁業協同組合共同漁業権（鹿共第1号）区域
2	北さつま漁業協同組合共同漁業権（鹿共第2号）区域
3	北さつま漁業協同組合共同漁業権（鹿共第4号）区域
4	甌島漁業協同組合共同漁業権（鹿共第11号）区域、宇治群島漁業協同組合連合会共同漁業権（鹿共第76号）区域、津倉瀬、鷹島及び草垣群島海域
5	甌島漁業協同組合共同漁業権（鹿共第12号）区域
6	甌島漁業協同組合共同漁業権（鹿共第13号）区域
7	甌島漁業協同組合共同漁業権（鹿共第14号）区域
8	坊泊漁業協同組合共同漁業権（鹿共第29号）区域
9	枕崎市漁業協同組合共同漁業権（鹿共第30号）区域
10	谷山漁業協同組合共同漁業権（鹿共第38号）区域及び指宿漁業協同組合共同漁業権（鹿共第35号、36号）区域
11	鹿児島市漁業協同組合共同漁業権（鹿共第39号）区域及び指宿漁業協同組合共同漁業権（鹿共第36号）区域
12	鹿児島市漁業協同組合共同漁業権（鹿共第39号）区域
13	東桜島漁業協同組合共同漁業権（鹿共第47号、50号）区域
14	鹿児島市漁業協同組合共同漁業権（鹿共第77号、78号）区域
15	鹿児島県漁業協同組合共同漁業権（鹿共第40号、41号、42号）区域
16	牛根漁業協同組合共同漁業権（鹿共第46号）区域
17	垂水市漁業協同組合共同漁業権（鹿共第51号）区域
18	鹿児島県漁業協同組合共同漁業権（鹿共第55号）区域
19	鹿児島県漁業協同組合共同漁業権（鹿共第56号）区域
20	内之浦漁業協同組合共同漁業権（鹿共第57号）区域
21	内之浦漁業協同組合共同漁業権（鹿共第58号）区域
22	高山漁業協同組合共同漁業権（鹿共第59号）区域